

「主な取組」検証票

施策展開	1-(1)-エ	自然環境の適正利用		
施策	②自然環境の持続可能な利用の促進			
(施策の小項目)	○自然環境を利用するルールづくりの推進			
主な取組	事業者間による保全利用協定締結の促進 (環境保全型自然体験活動推進事業)	実施計画 記載頁	23頁	
対応する 主な課題	○いわゆるブルーツーリズムなど自然環境を資源として利用する経済活動により一部自然環境の劣化がみられることから、適正な環境保全と利用のルールを定め、自然環境の保全と経済活動の両立を図る必要がある。			

1 取組の概要(Plan)

取組内容	適正な環境保全と利用に関するルールとしての保全利用協定の締結に向けた、保全利用協定の活用方策の検討、モデル地域構築を委託業務により行う。						
年度別計画	24	25	26	27	28	29～	実施主体
	2件 保全利用 協定認定 数			→	4件【累計】	→	県
	保全利用協定の活用方策の検討、モデル地域構築						
担当部課	環境部 自然保護課						

2 取組の状況(Do)

(1) 取組の推進状況

(単位:千円)

平成28年度実績				
事業名	予算	決算見込	活動内容	主な財源
—	—	—	保全利用協定について、パンフレットや手引きなどを活用し普及啓発を図るとともに、同協定にかかる申請などに関して適切な支援(助言など)を行った。	—
活動指標名			計画値	実績値
保全利用協定認定数(H28年度末現在の認定数)			4件	6件 (H28年度)
推進状況	推進状況の判定根拠及び平成28年度取組の効果			
順調	保全利用協定について、パンフレットや手引きなどを活用し普及啓発を図るとともに、同協定にかかる申請などに関して適切な支援(助言など)を行った結果、平成28年度に新規1地域での保全利用協定が認定され、認定の有効期限が切れた2地域を除き、合計6地域となった。			

(2) 今年度の活動計画

(単位:千円)

平成29年度計画			
事業名	当初予算	活動内容	主な財源
—	—	保全利用協定について、パンフレットや手引き及び県HPなどを活用し普及啓発を図るとともに、同協定にかかる申請などに関して適切な支援(助言など)を行う。	—

様式1(主な取組)

(3) これまでの改善案の反映状況

平成28年度の取組改善案	反映状況
①パンフレットや手引きなどを活用し普及啓発を図るとともに、県のホームページなどを活用し効果的な広報を検討することで、認知度向上に努める。 ②協定内容の遵守について、各地域において環境への配慮が確実に行われるように、年に1度の現場確認及び書類等運用状況確認を行うことで、事業者への環境保全意識の定着を図る。	①パンフレットや手引きなどを活用し普及啓発を図った。また、県ホームページをリニューアルし、認知度向上に努めた。 ②年に1度の書類等運用状況確認を徹底し、事業者への環境保全意識の定着を図った。

(4) 成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
事業者間における 保全利用協定の認定数	2協定 (23年)	6協定 (28年)	4協定	4協定	—
参考データ	沖縄県の現状・推移			傾向	全国の現状
	—	—	—	—	—

状況説明	保全利用協定について、普及啓発や適切な支援などを行った結果、成果指標の「事業者間における保全利用協定の認定数」は、基準値の2協定(23年)から6協定(28年)とへ改善され、H28目標値を達成した。
------	--

3 取組の検証(Check)

(1) 推進上の留意点(内部要因、外部環境の変化)

<p>○内部要因</p> <ul style="list-style-type: none"> 類似する法令として、エコツーリズム推進法がある。保全利用協定には罰則等の規定が存在しないが、エコツーリズム推進法では市町村が指定する特定自然観光資源の所在する区域内で禁止事項を行うと、30万円以下の罰金に処される。保全利用協定制度より強制力の強い法令だが、主体は市町村であり、認定までの手続きも複雑であることから、なかなかエコツーリズム推進全体構想の作成には至らない。 <p>○外部環境の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> 沖縄県への観光客数は増加傾向にあり、エコツアーへの関心もますます高まっていることから、事業者間のルールづくりをより推進する必要がある。

(2) 改善余地の検証(取組の効果の更なる向上の視点)

<ul style="list-style-type: none"> 保全利用協定制度の普及啓発及び当該協定の認知度を向上させる必要がある。 保全利用協定の認定にかかる各種調整やコーディネーターの派遣にかかる費用などは、事業者負担となる。そのため、事業者の負担に見合う保全利用協定認定地域のメリットを増加させる必要がある。 協定既締結地域において、協定維持のメリットが少ない中でも協定内容を遵守させる仕組みが必要である。

4 取組の改善案(Action)

<ul style="list-style-type: none"> パンフレットや手引きなどを活用し普及啓発を図るとともに、県のホームページなどを活用し効果的な広報を検討することで、認知度向上に努める(保全利用協定制度自体の認知度を向上させることは認定地域のPRやブランド価値を高めることにつながるため、認知度向上は事業者のメリット増加になる)。 協定内容の遵守について、各地域において環境への配慮が確実に行われるように、年に1度の現場確認及び書類等運用状況確認を行うことで、事業者への環境保全意識の定着を図る。
